

DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）契約約款

合同会社 DMM.com（以下「当社」といいます）は、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）会員規約本則の個別規定として、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）契約約款を以下の通り定めます。DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）サービスには、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）会員規約本則と DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）契約約款が併せて適用されます。

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

本当社は、この DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これにより DMM 光 Plus 2 ギガプラン（3 年契約）／2 ギガプラン（契約期間なし）／10 ギガプラン（3 年契約）／10 ギガプラン（契約期間なし）の各プラン（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます）を提供します。

第 2 条（約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、約款を変更できるものとします。この場合には、料金その他 DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。

第 3 条（用語の定義）

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

(2) 電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

(3) 光インターネット

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします）

(4) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て)

光インターネットを使用して行う電気通信サービス

(5) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て)

DMM 光 Plus 2 ギガプラン (3 年契約) / 2 ギガプラン (契約期間なし) / 10 ギガプラン (3 年契約) / 10 ギガプラン (契約期間なし) と称するサービス

(6) でんわサービス

別途ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する「NURO 光 でんわ」サービス

(7) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 取扱局

電気通信設備を設置し、それにより DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) に関する業務を行う当社の事業所

(8) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 取扱所

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) に関する契約事務を行う当社の事業所 (当社の委託により DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) に関する契約事務を行う者の事業所を含みます)

(9) 取扱局交換設備

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 取扱局に設置される交換設備 (その交換設備に接続される設備等を含みます)

(10) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約

当社が利用者に対し DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の提供を行うことを内容とする契約

(11) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 申込み

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約の申込み

(12) 申込者

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約の申込みをした者

(13) 契約者

当社と DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約を締結した者

(14) 契約者回線

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約に基づいて DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 取扱局内に設置された取扱局交換設備と申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

(15) 相互接続

当社と当社以外の電気通信事業者 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます) 第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じ

とします) との間の相互接続協定 (当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします) に基づく接続

(16) 相互接続点

相互接続に係る電気通信設備の接続点

(17) 協定事業者

当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

(18) 契約者回線等

契約者回線および契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備

(19) 回線終端装置

契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置 (端末設備を除きます)

(20) 端末設備

契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます) または同一の建物内にあるもの

(21) 自営端末設備

契約者が設置する端末設備

(22) 自営電気通信設備

電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

(23) 収容 DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 取扱局

その契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されている DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 取扱局

(24) 技術基準等

端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) および端末設備等の接続の技術的条件

(25) 利用の一時中断

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) に係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること

(26) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 利用権

契約者が DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約に基づいて、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の提供を受ける権利

(27) 利用料金

約款の規定により契約者に支払っていただく DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の月額基本

料金

(28) DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を全く利用できない状態

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約に係る電気通信設備による全ての通信が全く利用できない、または著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態

(29) 消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額

第 2 章 契約

第 4 条（契約の成立）

1. DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約は、利用希望者が約款に同意した上で当社の別途定める手続に従い DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）申込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で会員に通知するものとします。

第 5 条（契約の単位）

当社は、契約者回線 1 回線ごとに一の DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約を締結します。

第 6 条（契約者回線の終端）

1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。
3. 当社は、第 1 項により当社が設置する回線終端装置を別紙料金表に定めるところにより提供します。

第 7 条（DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）区域）

当社は、当社が別途定めるところにより DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）区域を設定します。

第 8 条（収容 DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）取扱局）

1. 契約者回線の取扱局交換設備は、契約者回線の終端のある場所が DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）区域内であるとき、その DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）区域内の DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）取扱局であって、当社が指定する収容 DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）取扱局に収容します。
2. 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する場合のほか、技術上または DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）に関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容 DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）取扱局を変更することがあります。

第 9 条（DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）申込みの方法）

DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書に記載し DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）取扱所に提出していただきます。

- (1) DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）のプラン種別等
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）申込みの内容を特定するための事項

第 10 条（DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）申込みの承諾）

1. DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）契約の申込みがあったときは、当社が受け付けた順に従い、当社所定の方法により当社が承諾の意思表示をした時点で契約が成立するものとします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、受け付けの順序を変更することがあります。なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。
2. 当社は、次の場合には、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の事実の記載があったとき。
 - (2) DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）の提供が技術上または経済上著しく困難なとき。
 - (3) 申込者が利用料金、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）の利用に必要な費用または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (4) 申込者が申込みにあたり提出した契約申込書に不備があるとき。
 - (5) 第 49 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) その他 DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）に関する当社の業務の遂行上支障があるとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (7) 当社が不適當と判断したとき。

第 11 条（契約者回線の異経路）

当社は、当社が適当であると判断した場合、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます）により設置します。

第 12 条（契約者の地位の承継）

1. 相続により、契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

第 13 条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

第 14 条（その他の契約内容の変更）

1. 当社は、契約者から請求があり（前二条に定める変更を含みます）、当社が承諾したときは、第 9 条（DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）申込みの方法）第 1 項第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
3. 契約者は、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）における各種プランの切り替えに関する契約内容の変更ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断を行います。

第 16 条 (DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 利用権の譲渡禁止)

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 利用権は、譲渡することはできません。

第 17 条 (契約者が行う DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約の解除)

1. 契約者は、あらかじめ DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 取扱所に通知して、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約を解除することができます。
2. 前項に定める解除に基づく DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の提供終了時点は、別途当社が指定する場合を除き以下のいずれかから選択可能ですが、当該選択後に係る終了時点を変更することはできないものとします。なお、(1)を選択した場合においても、利用料金の日割り計算対応は行っておりません。
 - (1) 解除手続が完了したときを終了時点とする。
 - (2) 解除手続が完了した月の末日を終了時点とする。
3. DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。
4. DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約を解除する場合、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
5. 第 1 項の規定により、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約を解除する場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第 18 条 (契約者がナンバーポータビリティを希望した場合の解除の特則)

第 17 条 (契約者が行う DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約の解除) 第 1 項の規定にかかわらず、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約の解除とともに DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 会員規約に定める退会を行う契約者のうち、契約者が「でんわサービス」を利用していた場合で、かつ、解除後も「でんわサービス」で利用していた電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望する場合には、契約者が他社の電話サービスを受けるために必要な電話工事が完了するまで、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の解除の効力は発生しないものとします。

第 19 条 (当社が行う DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約の解除)

1. 当社は、第 25 条 (利用停止) の規定により DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の利用を停止された契約者が、当該利用停止となった原因を解消しないときは、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約を解除することがあります。
2. 当社は、契約者が第 25 条 (利用停止) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 25 条 (利用停止) の規定にかか

2. 契約者は、第1項の規定により貸与する端末設備が契約者回線に接続されている場合において、当社がその状態の監視等を遠隔にて行う場合があることを承諾していただきます。

第22条（端末設備の取り替え）

当社は、端末設備の貸与後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、契約者の請求に応じて、端末設備を修理または取り替えるものとします。ただし、端末設備の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、DMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約を解除できるものとします。

第23条（DMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約の解除に伴う端末設備についての契約者の義務）

1. 契約者は、DMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約が解除された場合は、当社が別途指定する方法で、当社が別途指定する送付先に、直ちに端末設備を返還するものとします。この場合、端末設備の返還に要した費用は、契約者自身で負担するものとします。
2. 契約者が返還義務の履行を怠った場合、契約者は、当社に対して第49条（利用に係る契約者の義務）第2項に規定する費用を支払うものとします。

第4章 利用中止等

第24条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守または工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます）。
 - (2) 第26条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合または相互接続協定に基づき協定事業者からの請求による場合は、この限りではありません。

第25条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
 - (1) 利用料金、DMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の利用に必要な費用または工事に関する費用等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他の光インターネット接続サービス契約の光インターネット接続サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第 49 条（利用に係る契約者の義務）または第 50 条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、約款の規定に違反する行為であって DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）に関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第 5 章 通信

第 26 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

- 気象関係
- 水防関係
- 消防関係
- 災害救助関係
- 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします）
- 防衛機関
- 輸送の確保に直接関係がある機関
- 通信の確保に直接関係がある機関
- 電力の供給の確保に直接関係がある機関
- ガスの供給の確保に直接関係がある機関
- 水道の供給の確保に直接関係がある機関
- 選挙管理機関

- ・当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
 - ・預貯金業務を行う金融機関
 - ・国または地方公共団体の機関
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第 27 条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
4. 前三項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 28 条（通信時間の測定）

DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）に係る通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。
- (2) 前号の定めによらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第 26 条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、当社が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第 6 章 料金等

第 29 条（料金および工事等に関する費用）

1. 当社が提供する DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）料金は、利用料金、手続に関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。

2. 当社が提供する DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第 30 条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、当社が DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の提供を開始した日から起算して、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約の解除日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金を支払っていただきます。
2. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）の規定または第 25 条（利用停止）の規定により、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
3. 契約者は、次の場合を除き、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）についての利用料金。

4. 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 31 条（定期契約型プラン）

1. 当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プラン毎に当社が定める期間とします。
2. 契約者が、定期契約型プランについて、契約期間満了月からの 3 ヶ月間（例：4 月 1 日から 6 月末日までの間）（以下「無料解約期間」といいます）以外の暦月に解約する場合、定期契約型プランの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、別紙料金表に規定する料金の支払いを要します。
3. 契約者が無料解約期間に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。

4. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）に基づく利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
5. 第 24 条（利用中止）に基づく利用中止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
6. 第 25 条（利用停止）に基づく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。

第 32 条（工事費の支払義務）

契約者は、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、サービス開始日の前日までにその DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約の申込みの取消またはその工事の請求の取消があった場合は、この限りではありません。

第 33 条（異経路に係る費用の支払義務）

契約者は、契約者回線を異経路とすることを希望し、当社が承認した場合、当社が別途定める料金を支払っていただきます。

第 34 条（手続に関する料金の支払義務）

契約者は、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）に係る手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続に関する料金を支払っていただきます。

第 35 条（機器損害金の支払義務）

契約者は、当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合別紙料金表に規定する機器損害金を支払っていただきます。

第 36 条（債権の譲渡）

当社は、約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はそれを承諾するものとします。

第 37 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表通則に定めるところに

よります。

第 38 条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 39 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合（閏年も 365 日として計算するものとします）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 7 章 保守

第 40 条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

第 40 条（契約者の維持責任）

契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

第 42 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、不具合の原因が契約者の席に帰すべき事由によるものであった場合は、契約者に別紙料金表に規定する派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。なお当社の派遣した係員が作業を実施した場合については、別紙料金表に規定する

派遣費用および作業費用の総額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

第 43 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、第 26 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧します。この場合、第 1 順位または第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
1	<ul style="list-style-type: none">● 気象機関との契約に係るもの● 水防機関との契約に係るもの● 消防機関との契約に係るもの● 災害救助機関との契約に係るもの● 警察機関との契約に係るもの● 防衛機関との契約に係るもの● 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの● 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの● 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	<ul style="list-style-type: none">● ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの● 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの● 選挙管理機関との契約に係るもの● 別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの● 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの● 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます）
3	<ul style="list-style-type: none">● 第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

第 8 章 損害賠償

第 44 条（責任の制限）

1. 当社は、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が直接被った損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応す

るその DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の利用料金（その DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る利用料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 当社の故意または重大な過失により DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の提供をしなかったときは、第 1 項および第 2 項の規定は適用しません。

第 45 条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。
4. 契約者が DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者からの何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
5. 当社は、不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 46 条（損害賠償額の上限）

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した利用料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 47 条（通信速度の非保証）

当社は、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化することであることを了承するものとします。

第9章 雑則

第48条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときその他当社が不適当と判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。ただし、約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第49条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がDMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは破壊し、またはその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにDMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）取扱所に通知していただきます。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がDMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社にDMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有するもしくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- (6) 当社がDMM光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (7) 法令を逸脱した行為または逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設もしくはこれを勧誘する行為または悪質な連鎖販売取引等）を行わないこと。
- (8) 当社もしくは他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (9) その他公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。

2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失もしくは毀損したとき、または電気通信設備

の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要費用（別紙料金表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします）を支払っていただきます。

第 50 条（契約者以外の者の利用に係る義務）

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備または自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第 41 条（契約者の維持責任）

イ 第 42 条（契約者の切分責任）

第 51 条（サービスの提供範囲等）

1. 当社は、約款の規定による DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）を本邦内に限り提供します。
2. 当社が提供する DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）の範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第 52 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次の通りとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第 53 条（契約者の氏名等の通知）

当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（その協定事業者と DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）を利用する上で必要な契約を締結している者に限ります）の氏名および住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第 54 条（協定事業者からの通知）

契約者は、当社が、料金または工事に関する費用の適用にあたり必要がある場合は、協定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 55 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者または提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社、協定事業者または提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者または協定事業者に提供する場合を含みます）で利用します。

第 56 条（法令に規定する事項）

DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）の提供または利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 57 条（技術的事項）

DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）における基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

第 58 条（サービスの廃止）

1. 当社は、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）の全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）を廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 59 条（DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）に付随するサービス）

当社が別途定める DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）に付随して当社または他社が無償で提供す

る他のサービス（以下「付随サービス」といいます）を利用する契約者は、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

別記

新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者および同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースもしくは情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社

別表 DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ（戸建て）における基本的な技術的事項

（2 ギガ各種プラン）

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 または IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

（10 ギガ各種プラン）

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3an 10GBASE-T 準拠 ※10G LAN ポートのみ または IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 または IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3i 10BASE-T 準拠 ※LAN ポート（1～4）のみ

※ ONU により一部仕様が異なります。詳細は各 ONU の取扱説明書等をご確認ください。

別紙 料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の料金および工事に関する費用は、この DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 料金表 (以下「料金表」といいます) に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、契約者がその DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約に基づき支払う利用料金を料金月 (1 の暦月の起算日 (当社が DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます) から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします) に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
3. 当社は、次の場合が生じたときは、DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) 契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日で DMM 光 Plus 2 ギガ/10 ギガ (戸建て) の提供の開始があったとき。
 - (2) 第 30 条 (利用料金の支払義務) 第 3 項の表の規定に該当するとき。
 - (3) 5 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
4. 3 の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第 30 条 (利用料金の支払義務) 第 3 項の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。消費税は、インボイス制度の消費税端数処理ルールに基づいて端数処理計算を行い、ご請求させていただきます。

(料金等の支払い)

7. 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
8. 契約者は、料金および工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10. 当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。
11. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

1. 月額基本料金

プラン種別	利用料金 (税込)	備考
DMM 光 Plus 2 ギガプラン (契約期間なし)	7,800 円	
DMM 光 Plus 2 ギガプラン (3 年契約)	5,200 円	定期契約型プランの契約期間は 3 年とします。なお、初年度の当該契約期間満了後の契約期間は、2 年とします。
DMM 光 Plus 10 ギガプラン (契約期間なし)	8,300 円	
DMM 光 Plus 10 ギガプラン (3 年契約)	5,700 円	定期契約型プランの契約期間は 3 年とします。なお、初年度の当該契約期間満了後の契約期間は、3 年とします。

2. 定期契約型プランの契約解除料

プラン種別	料金 (税込)
DMM 光 Plus 2 ギガプラン (3 年契約)	3,970 円
DMM 光 Plus 10 ギガプラン (3 年契約)	4,470 円

3. 工事費

区分	料金 (税込)	備考
基本工事費	44,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ● DMM 光 Plus 2 ギガプラン (3 年契約) / 10 ギガプラン (3 年契約) については 36 ヶ月の分割払いにて、お支払いいただきます。ただし、分割払いの場合、消費税の計算上、表記額から算出した税込価格と実際の請求額とに差異が生じる場合がございます。 ● DMM 光 Plus 2 ギガプラン (契約期間なし) / 10 ギガプラン (契約期間なし) については 24 ヶ月の分割払いにてお支払いいただきます。ただし、分割払いの場合、消費税の計算上、表記額から算出した税込価格と実際の請求額とに差異が生じる場合がございます。 ● 工事費は開通時点の税率で消費税が加算されます。お申込時と開通時で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 ● 開通後に消費税率が変更されても、工事費は開通時点の税率での分割払いとなります。 ● 分割手数料は無料です。 ● 分割払い期間中に解約 (引越しによる解約の場合を含みます) される場合は、お支払いいただいていない残債額

		を一括で請求します。 ● サービス開始日の前日までに、DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）の申込みキャンセルの申出があった場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社が DMM 光 Plus 2 ギガ／10 ギガ（戸建て）の提供ができない場合等、当社の事由によるキャンセルの場合はこの限りではありません。
土日祝 追加工事費	3,300 円	土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、派遣にかかる追加費用として基本工事費とは別に請求します。
回線撤去 工事費	11,000 円	解約時、光キャビネット、光コンセントおよび引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置または提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求します。

4. 手続に関する料金

契約事務手数料 3,300 円（税込）

5. 機器損害金（ONU）

プラン種別	料金（税込）
DMM 光 Plus 2 ギガ各種プラン	12,100 円
DMM 光 Plus 10 ギガ各種プラン	36,300 円

6. 顧客都合による、訪問にかかる派遣費 15,400 円（税込）

7. 顧客都合による、訪問にかかる派遣および現地での作業費 20,350 円（税込）

注 屋内配線（引込線のうち屋内に設備する部分の配線）の利用料、回線終端装置の貸与料は、月額基本料金に含まれるものとします。

注 消費税は、インボイス制度の消費税端数処理ルールに基づいて端数処理計算を行い、ご請求させていただきます。

付則

この規約は 2025 年 3 月 1 日から実施します。